

地方分権の意義とその逆行を問う

日時：2024年10月16日（水）11：00～12：30

場所：青少年交流・活動支援スペース『さくらリビング』第一研修室

（「ぴおシティ」6F：桜木町駅徒歩5分）

講師：上林 得郎 氏（公益社団法人神奈川県地方自治研究センター顧問）

開催：会場・オンライン（zoom）併用



オープン参加 参加費無料

「地方分権改革」は、市民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、地域市民が地方自治に参画し、協働していくことを目指してきました。2000年4月、地方分権一括法の施行により、①国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、②国の指揮監督の下で国の事務を地方自治体が執行してきた機関委任事務制度を廃止し、③国が地方自治体に関与する場合の基本ルールが確立されました。これにより「地方分権型」自治行政システムが一応形成されました。

しかしこの改革後も、財政効率化を目指して市町村合併が推進され、地方財源や職員の削減が推し進められてきました。そのため、東京一極集中が進むとともに、地方での人口減少が一層進み、自治体経営が極めて困難な状況に置かれてきました。国は、地域活性化を目指して「地方創生計画」の策定を自治体に求めてきましたが、これは地域創生と称して国の求める施策を推進させる、新たな中央集権的な仕組みの導入でした。

2020年からのコロナ禍では、国の対応の不十分さが露呈するとともに、あらためて国と自治体のあり方を巡って議論が噴出しました。こうした折から、国から自治体への「指示権」創設を柱とした改正地方自治法が2024年6月、参院本会議で可決、成立しました。これまでの流れと逆行する上から統率する発想は、この間政権が進めてきた中央集権化、憲法改正、軍事費増強などの動きと共通するものがあるとも捉えられます。

国と地方とのかかわりあい、「地方分権改革」の歴史、ひいては政治制度も踏まえて、市民と行政が対等の立場で公共を自治していくための参加型の市民協働、市民自治について考える場とします。

【お申し込み・お問い合わせ】

- ・資料の準備上、お申込みは10月14日まで所属・お名前・参加方法をご連絡下さい。
- ・オンライン参加者の方は、zoom URLとテキストPDFを事前送信いたします。